

第1 請求の内容

1 請求人

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇

2 請求書の提出

令和3年11月22日

3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書、補正書、事実証明書、陳述書の内容から次のとおりであると解した。なお、原文は、末尾に掲載した。

(1) 請求の趣旨

ア 春日井市民の共有財産である市営〇〇住宅用地を個人である隣地人（以下「造成主」という。）に不法に宅地造成敷地として使用され、黙認した（以下「本件使用黙認」という。）。行政財産を個人の宅地造成工事の敷地として貸地をすることができるのか。財産条例、市営住宅条例・規則を踏まえれば、市の行政財産を使つての個人の宅地造成工事など論外である。職責上当然に、宅地造成工事の許可を取消し、工事の中止をさせ、原状回復命令を出すべきであった。問題の根源は初期に毅然とした対応ができなかったことであり、初期対応能力（当事者能力）不足・職務怠慢・職責放棄に尽きる。

イ アの結果として宅地造成敷地でない私の所有地にも不法造成（境界付近で5mも盛土）し、境界杭を埋没させた（第三者被害）。

春日井市は宅地造成等規制法上の所管庁であり、私の所有地の隣地の所有者であるので、春日井市の責任で私の所有地の土砂の除去と境界杭を復元せよ。完了検査の実施を要求する。権限と責任は表裏一体である。

ウ 宅地造成工事中の敷地の維持管理（除草・清掃など）を何故、春日井市が市民の税金を使用して、長年にわたって行っているのか。税金である市費（維持管理費）の支出が正当なのか。

エ 宅地造成関連書類が不存在とのことだが、これほど重要な書類がないとは私の常識ではありえない。春日井市文書取扱規程を無視。文書取扱規程の内容を職員が理解しているのか。

(2) 措置要求

市長が、春日井市の責任で請求人の所有地の土砂の除去と境界杭を復元すること、宅地造成等規制法上の完了検査を実施すること及び造成主

に対し昭和 62 年からの貸地料を強制徴収又は刑事告訴すること、並びに関係職員が、除草・清掃の委託料を補填することを要求する。

第 2 要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 3 年 12 月 15 日に陳述書の提出があった。

2 監査対象事項

住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないこととされている。よって、本件請求のうち、令和 2 年 11 月 21 日以前の財務会計上の行為については監査の対象とならない。

また、住民監査請求は、普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。

最高裁判決（平成 6 年 9 月 8 日第一小法廷判決）によれば、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬというべきであるとされており、住民監査請求制度は請求人個人の権利利益の保護を図るものではないといえる。

請求人は、本件使用黙認の結果として宅地造成敷地でない請求人の所有地にも不法造成し、境界杭を埋没させたと主張し、春日井市の責任で請求人の所有地の土砂の除去と境界杭を復元することを求めているが、これは市の被った損害や住民全体の利益に反するものを是正するものに当たらず、請求人が求めることができる措置に該当しない。とはいえ、請求人は、措置要求において昭和 62 年からの貸地料の強制徴収をすることを求めており、市営〇〇住宅用地を不法に宅地造成敷地として使用され、黙認したと主張していることを勘案し、本件使用黙認の結果、市が貸地料の徴収を行わないことは、財産（金銭債権）の管理を怠る事実にあたると主張しているものと解した。

なお、財産の管理を怠る事実に係る監査請求期間については、最高裁判決（昭和 62 年 2 月 20 日第二小法廷）によれば、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、住民監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきものと解するのが相当である」とされている。本件請求においては、本件使用黙認が違法・不当であることに基づいて発生する貸地料の不徴収をもって財産の管理を怠る事実としているものであり、その発生原因たる本件使用黙認の日を基準として地方自治法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきものと解されるため、本件請求のうち、財産の管理を怠る事実に係る請求についても、監査対象期間を令和 2 年 11 月 22 日以降とし、本件使用黙認が違法・不当であることに基づいて発生する貸地料の不徴収をもって財産の管理を怠る事実があるか否かについてを監査対象とした。

また、本件請求のうち、宅地造成工事中の敷地の維持管理（除草・清掃など）に係る令和 2 年 11 月 21 日以前の支出については、財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過しているため監査の対象とはならず、令和 2 年 11 月 22 日以降の宅地造成工事中の敷地の維持管理（除草・清掃など）に係る支出（以下「本件支出」という。）が違法・不当な公金の支出と認められるか否かについてを監査対象とした。

このほか、請求人は、宅地造成工事の許可を取消し工事中の中止をさせるべきであったこと及び文書取扱規程を無視していることを主張し、また、宅地造成等規制法上の完了検査を実施すること及び造成主を刑事告訴することを要求しているが、これらは、財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることができる措置に該当しない。よって、監査の対象とはならない。

3 監査対象部局調査

本件請求に係る事務を執行した、財政部の職員（管財契約課長、用地対策室長）及びまちづくり推進部の職員（まちづくり推進部長、住宅政策課長、建築指導課長）に対して説明を求め調査を行った。

第 4 監査の結果

1 確認した事実

財政部及びまちづくり推進部への調査、現地確認及び関係資料等により、次のとおり確認した。

(1) 市営〇〇住宅用地について

昭和 33 年及び 34 年に建設された市営〇〇住宅は、〇〇町 A、B 及び C に位置していた。春日井市市営住宅総合再生計画（平成 20 年 11 月策定）に基づき、用途廃止（平成 29 年度）され、土地については、平成 29 年 11 月 17 日、A に B 及び C が合筆され、合筆後の A は A、D 及び E へと分筆が行われた。現在、D 及び E を市が市営〇〇住宅跡地（普通財産）として所有しており、請求人が主張する本件使用黙認の土地（以下「本件土地」という。）は E の一部に当たる。なお、本件土地は、傾斜により東側の地盤が高くなっている。

(2) 宅地造成に関する工事等について

ア 建築指導課が保管する「宅造許可台帳」において、「受付年月日：昭和 62 年 8 月 7 日、造成位置：〇〇町 F、G、C'、造成面積：1782.0 m²、許可年月日：昭和 62 年 8 月 13 日」との記載があった。また、完了申請年月日・完了検査年月日・完了検査済証交付年月日の欄は空白であった。

イ 宅地造成関連書類については、春日井市文書取扱規程（平成 13 年春日井市訓令第 4 号）に基づく保存期間を満了したため不存在であったことから、建築指導課は造成主に対し書類の有無を確認し、造成主から「宅地造成に関する工事の許可申請書」の副本に当たる「宅地造成に関する工事の許可通知書」（以下「許可通知書」という。）の写しの提供を受けていた。

許可通知書の記載内容（抜粋）

許可通知欄：この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を附して許可しましたので通知します。

62 春建第 4-57 号

昭和 62 年 8 月 13 日 春日井市長（印影あり）

許可条件：宅地造成に伴う災害防止に万全を期すること。

宅地の所在及び地番：春日井市〇〇町

F、G、C' の一部

工事の概要

切土又は盛土をする土地の面積：1782.0 平方メートル

切土の土量：164.6 立方メートル

盛土の土量：5296.8 立方メートル

擁壁：鉄筋コンクリート造

排水施設：集水柵、小段排水工、豎溝

がけ面の保護の方法：種子吹付工

工事中の危険防止の為の措置：

雨天時は工事箇所シート掛けを行ない危険防止に努める

その他の措置：空白

工事着手予定年月日：許可の日から

工事完了予定年月日：許可後6ヶ月間

工程の概要：

工事中の防災工・土工排水工・擁壁工の順に施工する。

その他必要な事項：なし

なお、F及びGは本件土地の東側に位置し、昭和62年当時、造成主が所有する土地（以下「造成主所有地」という。）であった。「C'」については、登記簿の閉鎖事項全部証明書や過去の公図を含め確認したが該当地番は存在せず、許可通知書に添付の図面上に記載された「C'」は、市営〇〇住宅用地内のCの位置と同一であった。

ウ 許可通知書には、昭和62年8月7日付け「宅地造成行為施行同意書」（宛先：造成主 発信者：当時の市長）が添付されていた。

許可通知書に添付されていたその他の図書（図面）から、造成主が行う宅地造成工事（以下「本件工事」という。）により、急傾斜であった本件土地の斜面が改善される計画であったことが分かり、市及び造成主の双方がのり面の安全性を一層確保できることから、市は、宅地造成行為に同意した。

本件土地の地盤が低い箇所と造成主所有地との高低差は、添付図面からおおよそ17mであると見てとれ、現在、本件土地の南北には急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の土地「建設省砂防課長通達（昭和41年10月14日）」に該当する土地が存在する。しかし、本件土地は急傾斜地崩壊危険箇所に指定されておらず、また、急傾斜地崩壊危険区域（傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の土地「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」にも指定されていないことから、市は、本件工事により本件土地の西側に位置していた市営〇〇住宅の安全性は向上したと認識している。

また、市は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第15条「事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。」（管理義務）の規定により、市営住宅の管理者として建物や住宅用地の適正管理を行う義務があることから、宅地造成行為に同意した判断は妥当であったと

認識している。

(3) 擁壁及び盛土の所有権について

本件工事により、本件土地に形成された擁壁及び盛土については、独立した工作物ではなく、市が所有する本件土地に付合している。民法（明治 29 年法律第 89 号）第 242 条「不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。」の規定から、本件土地の所有者である市は、その土地に従として付合した擁壁及び盛土の所有権を取得したものと認識している。

(4) 造成工事中の敷地の維持管理（除草・清掃など）状況について

ア 本件土地の除草・清掃について

本件土地は、市が所有する土地であり、擁壁及び盛土についても市の所有物であるとの認識から、市が維持管理のため実施している。なお、市と造成主との間において、造成主が維持管理を実施すると合意した文書は見当たらなかった。

令和 2 年 11 月 22 日以降、除草・清掃に係る支出は 3 件あり、いずれも春日井市契約規則（昭和 40 年春日井市規則第 6 号）等に基づき、2 人以上の者から見積書を徴した上で契約が締結されていた。支出については、春日井市会計規則（平成 9 年春日井市規則第 11 号）に基づき適正に行われていた。

イ 造成主所有地の除草・清掃について

当該土地所有者が、市と同一の業者へ依頼し実施しており、市は実施及び支出をしていない。

2 判断

確認した事実等に基づき、本件請求に対して次のとおり判断する。

(1) 本件使用黙認が違法・不当であることに基づいて発生する貸地料の不徴収をもって財産の管理を怠る事実があるという主張について

春日井市財産管理規則（昭和 40 年春日井市規則第 7 号）第 2 条第 2 項「財産の管理は、善良な管理者の注意を怠らないようにし、常に効率的にこれを運用しなければならない。」の規定があり、これは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」の規定と趣を異にするものではない。

判決によると、「地方財政法第 8 条の規定は、地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本

的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決）。」（大阪高等裁判所平成 17 年 7 月 27 日判決）とされている。

「第 4 監査の結果 1 確認した事実」（以下「1 確認した事実」という。）によると、本件土地には、造成主が施工した擁壁と盛土が存在し、これらは昭和 62 年当時、市が、公営住宅法第 15 条の規定により、市営住宅の管理者として建物や住宅用地の適正管理を行う義務があることから、市営〇〇住宅周辺の土地の形状等に鑑み、本件工事により、のり面の安全性を一層確保できるものと判断し、宅地造成行為に同意し、造成主が、宅地造成行為施行同意書を得た上、宅地造成に関する工事の許可を受け施工したものである。

現在の春日井市営住宅条例（平成 9 年春日井市条例第 45 号）や同条例施行規則（平成 9 年春日井市規則第 41 号）において規定されている地盤の改良、擁壁の設置等の敷地の安全等に関する条項は、昭和 62 年当時、存在しないが、地方自治法第 2 条第 14 項に規定されている「住民の福祉の増進」や、公営住宅法第 1 条に規定されている「国民生活の安定と社会福祉の増進」という観点から、入居者等の安全に関しては、管理者である市が考慮してしかるべきであるといえる。また、本件工事に係る許可通知書の添付図書（写し）から、急傾斜であった本件土地の斜面が改善される計画であったことが確認できることから、本件土地内で擁壁及び盛土の形成を行う宅地造成行為の施行に同意したことは、のり面の安全性を一層確保できることから妥当な判断であったとする市の認識には、合理性があり、市長の判断が、著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を

逸脱又は濫用するものとは認められない。したがって、地方財政法第8条及び春日井市財産管理規則第2条第2項の規定に反するものであるとはいえない。

所有権の帰属について、民法第242条（不動産の付合）によれば、「不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。」とされている。権原による所有権の留保は、民法上の解釈において、弱い付合の場合に限られており、別個独立の取引客体として認められない擁壁及び盛土と土地との間には強い付合が生じていることから、ただし書きは適用されないものと解される。したがって、擁壁及び盛土が本件土地に付合した時期から、その所有権は市が有しているといえる。

擁壁及び盛土の付合時期については、工事の完了検査申請がなされておらず、工事の完了検査が行われていないため定かではないが、許可通知書において、工事完了予定年月日が「許可後6ヶ月間」との記載があること、また、工程の概要が「工事中の防災工・土工排水工・擁壁工の順に施工する」となっていることから、許可通知日である昭和62年8月13日から6か月後である昭和63年2月13日までの間に付合したと推定される。また、春日井市都市計画基本図について、昭和61年とその次に作成された平成3年のものを比較すると、昭和61年に表記のない擁壁が平成3年に表記されていることも、その時期の推定を補完するものといえる。

付合時期以降において、本件土地内の擁壁及び盛土は市が所有するものであり、造成主から工事の完了検査申請がなされていないものの、工事完了予定日が昭和63年2月13日であること、都市計画基本図の表記、現地確認した本件土地の概観から、造成主が未だに本件工事を施工中であると判断することはできない。請求人は、条例・規則を踏まえれば、市の行政財産を使つての個人の宅地造成工事など論外であると主張しているが、令和2年11月22日以降において、造成主が本件土地を使用していると認めることはできない。

よって、令和2年11月22日以降において、本件土地内の擁壁及び盛土は付合により既に市の所有物であり、また、本件土地を宅地造成敷地として使用された事実はないことから、貸地料は発生せず、その徴収を怠る事実は認められず、市に損害は生じていないため、地方自治法第242条第1項に規定する請求要件を欠き不適法である。

- (2) 宅地造成工事中の敷地の維持管理（除草・清掃など）に係る支出が違法・不当な公金の支出に当たるという主張について

請求人がいう宅地造成工事中の敷地とは、本件土地と造成主所有地で構

成されている。

本件土地は、市が所有する土地であり、付合時期以降、擁壁及び盛土についても市の所有物であり、また、「1 確認した事実」のとおり、市と造成主との間において、造成主が維持管理を実施すると合意した文書は見当たらないことから、令和2年11月22日以降において、擁壁及び盛土を含めた本件土地の維持管理は市が行うことが適正であるといえる。なお、令和2年11月22日以降の本件土地の除草等については、市が所有するその他の普通財産と同様に、必要な範囲を精査した上、仕様書において図面を添付し、2人以上の者から見積書を徴するなど、春日井市契約規則に基づいた適正な手続きにより契約が締結されていたものと認められ、また、除草等の頻度及び面積当たりの単価については、他の市所有地との間に特段の差異は見当たらず妥当であった。支払については、春日井市会計規則に基づいた適正な支出がなされていたものと認められる。

なお、事実証明書として提出された「隣地境界ふきん」と題された写真は、本件土地と造成主所有地の境界付近において、双方の土地が同時期に除草が行われたことを示唆するものと思われるが、造成主所有地の除草等については、当該土地所有者が市と同一の業者へ依頼して実施しており、市は実施及び支出をしていないことから、これに係る公金の支出の事実は認められない。

よって、本件支出は適正な予算の執行であり、違法・不当な公金の支出であるという主張は認められない。

以上のことから、本件使用黙認が違法・不当であることに基づいて発生する貸地料の不徴収については、請求要件を欠き不適法であり、また、本件支出は、違法・不当な公金の支出と認められない。

3 結論

本件請求のうち、本件使用黙認が違法・不当であることに基づく貸地料の不徴収をもって財産の管理を怠る事実があるとする請求人の主張は、請求要件を欠くため、これを却下し、本件支出が違法・不当な公金の支出とする請求人の主張には理由がないと認められるため、これを棄却する。また、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないため、これを却下する。

春日井市職員措置請求書

春日井市監査委員様

令和3年11月22日

春日井市職員措置請求書

春日井市に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- 1) 春日井市民の共有財産である市営〇〇住宅用地を個人である隣地人に不法に宅地造成敷地として使用され、黙認した（当然に宅造許可の取り消し（虚偽申請）、原状回復命令など初期の対応能力不足→職務怠慢・職責放棄）。結果として宅造敷地でない隣地である私の所有地にも不法造成（盛土）し、境界杭を埋没させた（第三者被害）。
- 2) 春日井市は宅地造成等規制法上の所官庁であり、隣地の所有者であるので、春日井市の責任で私有地の土砂の除去と境界杭を復元させてください（完了検査実施要求→権限と責任は表裏一体ですよ）。
- 3) 造成工事中の敷地の管理（除草・清掃など）を何故、春日井市が市民の税金を使用して、長年に亘って行っているのか（利益供与）。
- 4) 宅造関連書類が不存在とのことだが、これほど重要な書類がないとは私の常識ではありえない（春日井市文書取扱規程→無視）。

2 請求者

住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

事実証明書（件名のみ記載）

1. 現地写真

春日井市職員措置請求補正書

令和3年11月30日

春日井市監査委員様

請求人住所 春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

補正書

- 1 請求対象者 春日井市長 伊藤 太
- 2 ① 参考資料1 (開示資料→申請者黒塗りのため不明)
② 参考資料2 (開示請求裁決関連資料写し)
③ 参考資料3 (宅地造成工事付近地籍見取)
④ 参考資料4 (宅造断面見取図)
⑤ 参考資料5 (議長陳情)
⑥ 参考資料6 (条例上の根拠請求に対して)
⑦ 参考資料7～17 (市長直訴→回答)
(①～⑦は件名のみ記載)

令和3年12月15日

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

春日井市職員措置請求に係る文書陳述

以下の通り陳述します

1. 参考資料6

29春住第51号の回答について(29春住第925号・30春管第42号) H29.3.28PM当時の住宅施設課長〇〇〇〇氏と面談し、その際、私が要望したのは個人の宅地造成工事のために市営住宅用地を使用させることの是非を財産条例等の制約との兼ね合いで可か不可かを文書で回答してほしいと云ったものです。私の質問の意図が理解されず、見当違いの宅地造成工事で設置された土留擁壁の帰属について勝手なことを言っておりますが(この回答は顧問弁護士に相談した市の言い分だと私は直感しました)、私が不法行為を容認するようなことを求めることはありません、第一線の現場管理者としての住宅施設課の初期対応能力(当事者能力)不足が今回の根源ですよ(参考資料A参照)。

2. 参考資料9

29春住第925号の回答について
住宅施設課…私の設問に全く答えず、意図的かどうか知らないが的はずれの答に終始している、財産条例をはじめとした財産管理の諸規定の議論を何故避けるの?、30万都市の公文書としてはお粗末ですよ、市の行政財産用地を使つての民間人宅地造成工事など論外(当事者能力不足・職務怠慢・職責放棄)(参考資料B参照)。

建築指導課…宅造工事中との認識だが、現地調査したことあるのか、何故、私の土地に土砂が境界付近で5mも盛土されているのか、申請書類、何を審査したのか、中間検査どうするのか、デタラメ(高飛車)もいい加減せよ。

管財契約課…目的のため手段を択ばないやり方、筆界特定申請、原因は何だったか?いまでも、〇〇・〇〇両氏には憤りを覚えている。

秘書課 …… 市長、回答の内容、解っているのか?(市長公印を押印するならもっとチェック体制をしっかりとせよ、内容矛盾だらけ、幼稚で

恥ずかしい)。

3. 参考資料 1 1

30 春管第 4 2 号の回答について

建築指導課…許可申請者、開示資料黒塗りで不明(こんなこと分らない?)、許可申請書類がない、文書取扱規程の内容を職員が理解しているのか(ことの重要性が共有されていない)。

住宅施設課…宅造工事中の現場も市が税金を使って管理するのか(冗談でしょ)?。住宅施設課は何をよりどころとして仕事をしているんですか、身近なところでは財産条例であり、市営住宅条例・規則でしょう、個人の宅造の敷地として永久に貸地をするのか、行政財産そんなことができますか、問題の根源は初期に毅然とした対応が出来なかったこと(当事者能力不足・職務怠慢・職責放棄に尽きる)(参考資料 B 参照)。

春日井市はこれらの問題どう解決するんですか

平成 28 年 12 月 1 日管財契約課の〇〇・〇〇両氏と面談、以降丸 5 年が経過しました、何人かの管理職員と面談しました、問題意識を持った管理職員何人いたでしょう、ことの核心を深く考えずに軽く対応されてきたように受け止めています、関わった職員の中には、これは絶対将来問題になりますよと言いたかった人もいたが言い切れなかった(初期段階で)、風土を感じています。

最後に以下のことを要求します。

1. 私の土地の土砂春日井市の責任で除去し、境界杭復元してください
2. 宅造申請者の行為どうするんですか、昭和 62 年からの貸地料の強制徴収、それとも刑事告訴、考えてくださいよ(跡地〇〇に譲渡、損害受けてますよ)
3. 除草・清掃の委託料、関係職員で補填して下さい

監査委員の皆様には私をはじめとする春日井市民の大多数が納得できる監査をお願いします。

(別紙参考資料 A・B は省略)